

判決年月日	平成 2 5 年 7 月 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年（行ケ）10010号		
○ 要証期間内の指定商品の使用の有無に関し、審決が、売却に関する請求書控と領収書控が存在し、その内容が概ね合致している上に、売却先の人物が購入の事実を認めているにもかかわらず、請求書控や領収書控の内容や外観の不自然さを強調し、売却の事実を認めることができないとして、商標法 5 0 条に基づき、一部の指定商品につき登録取消しを認めたのは、誤りである。			

（関連条文）商標法 5 0 条 1 項

本件は、商標法 5 0 条 1 項に基づく不使用取消請求（ただし、一部の指定商品について）を認めた審決の取消訴訟である。審決は、被告が、商標法 5 0 条に基づき、本件商標の指定商品のうち「被服、運動用特殊被服」について不使用による登録取消しを求めて、審判請求をしたところ、原告が使用の証拠として請求書控と領収書控等を提出したのに対し、請求書控や領収書控については不自然さがあることを理由に信用性を否定し、他の証拠については要証期間内の取引を証明する証拠ではないとして、登録を取り消す旨の審決を下した。そこで、原告が審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。本件の争点は、指定商品の使用の有無である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、審決を取り消した。

原告が証拠として提出している請求書控に記載された品番は、品番・型番一覧表によれば、本件商標と社会通念上同一の商標が付された商品のものであると認められる。請求書控と領収書控は、宛先、商品代金及び日付の点で一致している。そして、請求書控等に記載された商品を購入した事実を認める人物の陳述書も提出されており、その後の譲渡や購入した商品の使用に関して裏付ける証拠もある。また、領収書綴りは時系列順に並んでいて、本件に関する領収書控もそのように編綴されているうちの 1 枚として、後から偽造、加工した形跡は認められないし、全体を概観すると、実際に使用されたもの、未使用のものが混在していると認められるのであって、後日体裁を整えたものとはうかがわれない。その領収書綴りの他の領収書控についての売買の裏付け証拠もある。

したがって、原告が要証期間内に商標を付した商品を売却した事実を推認することができる。

領収書綴りの中には原告が宛名になったものがあるが、原告が領収書を持ち合わせていない人物に金銭を支払った際に使用されたと考えれば不自然とはいえない。また、使用された枚数にしては使用期間があまりにも長いが、原告には銀行振込や他の領収書の使用の事実もうかがわれるし、記名印の住所は本店所在地になっておらず、事務所での現物販売の場合にだけ使用していた事情も看取できる。売却価格が定価を大幅に下回っている事実

も、他にも値下げの売却の例があることや在庫処分でまとめ売りをした事情に照らせば不自然とはいえない。請求書控えを後日書き換えたり、新たに作成したという被告の憶測は具体的根拠を欠く。

以上によれば、上記推認を覆すだけの事実関係は認められない。